

## 政策評価懇談会（第22回）議事録

### 1. 日 時

平成 21 年 7 月 10 日（金）10：00～12：05

### 2. 場 所

法務省大会議室（地下 1 階）

### 3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

川端 和治	弁護士
(座長) 立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー
山根 香織	主婦連合会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社世論調査センター長

<省内出席者>

秘書課長	中川 清明
会計課長	後藤 博
秘書課付	杉山 徳明
秘書課企画調査官	赤木 伸司
秘書課企画調整官	森田 久弘
秘書課上席補佐官	久富 能行
人事課上席補佐官	加畑 和宏
会計課企画調査官	神田 滋
会計課補佐官	伊藤 武志
会計課補佐官	新井 浩司
施設課技術企画室長	住田 浩典
厚生管理官総括補佐官	木村 憲彦
訟務部門訟務広報官	小山田才八
司法法制部参事官	中川 深雪
民事局付兼登記所適正配置対策室長	内野 宗揮
刑事局参事官	山元 裕史
矯正局官房参事官	西田 博
保護局処遇企画官	田中 一哉
人権擁護局参事官	横田希代子
入国管理局入国管理企画官	石岡 邦章

法務総合研究所総務企画部付 田代 英明  
公安調査庁総務部総務課企画調整室長 森田 正巳

<事務局>

官房審議官（総合政策統括担当） 黒川 弘務  
官房参事官（総合調整担当） 松本 裕  
秘書課付 駒方 和希  
秘書課補佐官 岩田 伸雅

#### 4. 議 題

- (1) 行政支出総点検会議指摘事項と政策評価について
- (2) 平成20年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について
- (3) 法務省支出総点検の実施に関する計画について

#### 5. 配布資料

- 資料1：行政支出総点検会議指摘事項と政策評価について  
資料2：法務省政策評価に関する基本計画  
資料3：法務省事後評価の実施に関する計画  
資料4：平成20年度法務省事後評価実施結果報告書（案）  
資料5：平成20年度事後評価結果概要  
資料6：法務省支出総点検プロジェクトチームの設置について等

#### 6. 議 事

○立石座長：おはようございます。ただ今より第22回政策評価懇談会を開催いたします。それでは、早速ですが、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○中川秘書課長：それでは、本日の審議事項等について、御説明させていただきます。

まず、席上の配布資料についてですが、資料1は「行政支出総点検会議指摘事項と政策評価について」、資料2は「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3は「法務省事後評価の実施に関する計画」、資料4は「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、資料5は「平成20年度事後評価結果概要」、資料6は「法務省支出総点検プロジェクトチームの設置について」等となっております。

本日は、審議の前に「行政支出総点検会議指摘事項と政策評価」につきまして、資料1に基づき御説明申し上げます。その後、平成20年度に当省が実施した政策の評価結果につきまして、資料2から5に基づきその概要を御説明させていただき、皆様から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。最後に、「法務省支出総点検プロジェクトチームの設置」及び「法務省支出総点検の実施に関する計画」等につきまして、資料6に基づき御説明申し上げます。

なお、関係する法令や閣議決定等につきましては、席上に参考資料として準備いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。

本日の審議事項等については、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございました。それでは、第1の議題「行政支出総点検会議指摘事項と政策評価」について、事務局から説明願います。

○**駒方秘書課付**：それでは、審議事項に入る前に、政策評価に関連する新たな取組について、御説明いたします。

昨年、不適切な支出を徹底的に是正し、行政全般に対する国民の信頼回復を図ることを最重要の課題として、内閣官房長官の下に、国民の目線で無駄の根絶に向けた指摘をしていただくための「行政支出総点検会議」が設置され、昨年12月に、各府省に対する指摘事項が取りまとめられました。

同指摘事項は、無駄ゼロに向けた取組について言及されていますが、その一つとして、政策評価を活用することが求められています。

資料1を御覧ください。

資料の左から、指摘事項、総務省及び法務省の対応の順で記載されています。指摘事項は、三点の指摘がなされています。

まず、指摘事項の上段は、外部の有識者からの意見聴取についてです。この点について、総務省からは、政策評価に関する会議等に、無駄の削減に資する政策評価について報告し、意見聴取を行うこととされています。当省としては、評価書の記載内容を見直し、政策評価懇談会に報告し、御意見を伺うこととさせていただきました。なお、「無駄の削減に資する政策評価」としては、資料の下部に記載しましたメルクマールに該当するものを基本とするとされています。

次に、中段は、総務省に設置された評価委員会への報告等です。この点については、総務省の方針にしたがって、当省も対応することとしています。

最後に、下段は、取組の強化について記載されています。この点についても、総務省の方針を受けて、「法務省政策評価に関する基本計画」に「政策評価が無駄の削減に一層資するよう努める」旨を記載しました。また、一点目の対応のところでも申し上げましたが、評価書の記載内容について、一部見直しをいたしました。

以上が、行政支出総点検会議の指摘事項を受け、政策評価として、新たに取り組んでいる事項でございます。

○**立石座長**：それでは、ただ今の説明に関して、委員の方から何か質問などがございますか。

○**渡辺委員**：この政策評価書に記載してあるのは、法務省の政策の一部でしかないわけです。それと、今、政府が取り組もうとしている無駄ゼロということと、どのような連関にあるのでしょうか。我々は、法務省の政策や事業の全てについて知識があるわけではございませんし、申し上げられることも極めて限定的だと思われませんが、その辺は、どのようにお考えでしょうか。

○**駒方秘書課付**：ただいまの御質問ですが、委員御指摘のとおり、政策評価の対象施策は当省の施策全てではございませんので、評価書の中で御意見を頂戴するものについては、当省の全体の施策の中のごく一部分ということになります。そこで別途、新たな取組として、当省の支出の総点検という角度からプロジェクトチームを設置し、検討を行った結果をこちらの会議に御報告申し上げられたらと思っております。こちらの関係については、後ほど議事の3の中で御説明いたします。

○**立石座長**：他にどうでしょうか。それでは、第2の議題でございます。「平成20年度事後評価実施結果報告書(案)」について、御議論いただきたいと思います。始めに、「一般事業」について、御議論いただきます。

まず、基本政策I「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○駒方秘書課付：それでは、評価の概要につきまして、資料4及び5に沿って御説明いたします。

なお、資料5は、今回、中間報告となっている「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」、事業評価方式を採用した「再犯防止に関する総合的研究」等につきましては、作成しておりませんので、御了承願います。

始めに、「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」について御説明いたします。評価書は資料4の5ページでございます。

この政策は、経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備を行うものです。

最終的な評価は、基本法制の検討・整備を終えた後に行うこととしておりますので、今回は、平成20年度の立法作業の状況を中心に、中間報告という位置づけで記載しております。

次に、「法教育の推進」について御説明いたします。評価書では資料4の12ページからになりますが、資料5に基づいて説明させていただきます。

資料5の1ページ、達成目標1の欄を御覧ください。この施策は、法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図るというものです。具体的には、施策の実施内容でございますように、協議会のもとにおかれた部会において、私法分野における法教育の在り方に関する検討等と小学生を対象とした法教育教材の作成等を行うこととし、平成20年度中に検討結果の取りまとめを行うことを目標としておりました。協議会の日程調整が困難であったことから、私法分野の教育の在り方については、本年5月に取りまとめられ、小学校教材の作成については、近日中に取りまとめられることになっております。

今後は、全省的なプロジェクトチームを利用するなどして、更なる法教育の推進に取り組むこととしております。

次に、資料5の2ページを御覧ください。

達成目標2の欄でございますように、この施策は、法教育についての広報活動を行うというもので、具体的には、法教育に関する説明会・シンポジウム等を5回以上行い、その参加人数を500人以上とし、またアンケート調査において、参加者の満足度を80パーセント以上とすることを目標値としておりましたが、これらの目標値はそれぞれ達成いたしました。

また、効果的に広報を行うため、草の根広報や話題性のあるシンポジウムを行うように努めているところです。

次に、「再犯防止に関する総合的研究」について御説明いたします。資料4の23ページを御覧ください。（2）目的・目標の欄に記載があるとおり、この施策は、法務省関係部局において再犯防止等の諸施策を検討する上で活用できる基礎的資料を提供することを目的としております。評価の詳細は25ページから28ページにかけて記載されておりますが、調査研究の結果、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「刑務所出所者等の再犯防止」として掲げられた10施策について、その検討に活用できる基礎資料を提供できたこと、また、法務総合研究所の研究評価検討委員会において策定した評価基準により、一定の評価を得ることができたことから、本研究は一定の効果が得られたものと評価しております。

次に、「犯罪被害に関する総合的研究」について御説明いたします。資料4の36ページを御覧ください。（2）目的・目標の欄に記載があるとおり、この施策は、犯罪被害実態調査を実施し、犯罪被害実態等の経年比較及び国際比較を行うことにより、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供することを目的としております。評価の詳細は37ページから38ページにかけて記載されておりますが、調査研究の結果、その成果を各国における調査結果

の取りまとめを行っている機関に提供できたこと、犯罪白書等にその概要を掲載し法務省関係局等課等に提供することができたこと、さらに、法務総合研究所の研究評価検討委員会においても、国際連合が示した国際標準の質問票 161 項目に即して適切に調査が行われているとの評価を得ることができたことから、本研究は一定の効果が得られたものと評価しております。

基本政策 I に関する説明は、以上でございます。

○立石座長：それでは、ただ今の説明に対しまして、委員の方から御意見、御質問をお願いします。

○中村委員：まず、法教育の推進についてですが、目的につきましては、国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育の広報活動を行うとされていますが、シンポジウムにつきましては、定員 300 名のところ 140 名の参加ということです。確かにアンケートにつきましては、満足度 80 パーセント以上となっていますが、回答者数は 63 名であり、それほど大きな評価に結びつくものではないのではないのでしょうか。

それから、説明会・講演会については、例えば、新宿区の小学校・中学校の教職員約 600 名と、それなりに効果はあったんだと思います。そうは言いますが、限定的といいますか、たまたま新宿の小学校、中学校だけやられたのか。あるいは、東京未来塾ということで、生徒さんは 50 名程度で、その他関係者や保護者ということです。これをやられたこと自体がどうのこうのというわけではありませんが、国民一般への理解を広げることが目標としているのに対し、若干偏りがあるかなと思います。

もう一点、法務に関する調査研究の 27 ページですね。研究の評価に対しまして、90 点中の 90 点ということで、研究そのものの評価に対して異議があるものではありませんが、一般的に申し上げて、満点というのは、余程のことがなければ付きにくいものだと思っております。この評価については、少し工夫した方がいいのではないかと思います。

○立石座長：他に質問はありませんか。

○川端委員：再犯防止に関する調査研究の関係ですが、評価の基準を見てみると、普通 A になるような基準に、そもそも設定されているのではないかという感じがします。例えば、調査分析対象の量・範囲ですが、A は「適度である」、B は「おおむね適度である」というように、上がないわけです。大体そのようになっています。普通にやれば A かなというところから出発しているからです。私は研究を見ていませんので、この研究がどんなものか分かりませんが、基準の設定については、全部がそうだというわけではありませんが、例えば、「早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである」、次が、「早期に研究を実施する必要性が高いテーマである」というのは、A は「極めて高いテーマである」としてあり、B は「高いテーマである」としてありますので、これは、そうかなと思います。100 点というのは、あまりない話でありますので、100 点になるというのは、評価基準の設定がおかしいと反省した方がいいのではないかと思います。

○立石座長：御意見ありがとうございました。今、御指摘がございました。広報活動が不十分ではないか、あるいは満点というのは、余程でないと思いたしますが、意図的に満点になるような評価基準を作っているのではないかというような御指摘でございます。事務局どうでしょうか。

○松本官房参事官：まず、調査研究の調査基準につきまして、申し上げます。これまでは、このような定量的な評価というものはしていませんでした。前回申し上げたかと思いますが、今回、初めて定量的な形で評価を行いました。確かに、委員の先生方御指摘のとおり、いささか

甘い基準ではないかということもあるかと思えます。今回の御指摘を踏まえまして、このような調査研究の評価基準についても、引き続き改善・検討をしていきたいと思えます。

○立石座長：それ以外に何かありますか。

○駒方秘書課付：法教育の推進につきまして御指摘がありましたので、この点につきまして、法制部からお願いします。

○司法法制部：司法法制部でございます。貴重な御意見ありがとうございます。まず、シンポジウムの回数ですが、1回だけでは十分ではないというのは、おっしゃるとおりだと思います。何回も開けるかと申しますと、いかんせん限られた予算の中でのことです。年1回というのが、精一杯のところでございます。引き続き、回数につきましては、十分に検討したいと思います。また、定員300名の会場で入りが悪かったのではないかとということですが、こちらとしても、いろいろな分野の方々に参加をお願いしたところですが、時期の問題などもあり少なくなってしまったところ。ただ、このシンポジウムは、一つ申し上げれば、小学生の公開授業ということで、法教育に関する授業をしていただき、その上で、結果について評価を行うというものでした。法教育というものを身近に感じていただけたのではないかと思います。シンポジウムの在り方につきましても、引き続き検討を行っていききたいと思います。

説明会でございますが、これも、新宿区だけではないかとお話も、おっしゃるとおりでございます。こちらにつきましては、法教育プロジェクトチームを立ち上げまして、要望があればいつでも対応できるような態勢を整えております。この点につきましても、今後、努力していきたいと考えております。

○立石座長：その他、何かありますでしょうか。

○寺尾委員：法教育についての御質問と意見です。質問は、法教育についての資料を見ますと、私法分野に力点が置かれているのですが、それはなぜなのかということです。意見ですが、資料5の法教育の推進における必要性の欄に、「学校教育において法教育が充実されることに伴い、法教育の在り方に関する情報・・・」と記載があります。この書きぶりだと、「法教育が充実している」と述べているように読めます。読者は、そうであれば法教育を行う必要はないのではないかと思うのではないかと思います。この点につきまして説明を求めましたところ、文科省の方から学校教育における法教育に力を入れるので、法務省にそのノウハウの提供を求めてきた背景があるとの説明を受けました。文科省が政策目標として法教育の充実を掲げたことに伴い、法務省はその影響を受けたということですが、背景の出発点は司法制度改革だと思います。司法制度改革は、今般の一連の改革の中で位置づけられているはずなので、文科省に言われたから法教育を行うという書きぶりになるのは望ましくないと思います。先ほどの質問とも関係があるのですが、私法分野と書きながら、他方では裁判員制度のことも記載してあります。このあたりの書き方が非常に気になりました。

○立石座長：いかがでしょうか。厳しい御指摘ではありますけれども、なぜ文科省から言われる必要があり、それ故、取り上げたのかということですが。

○寺尾委員：文科省に言われたからというのは分かりますが、ニーズを書くときの書きぶり、スタンスです。自分が玉を受け取ったからという書きぶりはあまり良くないと思います。

○駒方秘書課付：御意見ありがとうございます。まず、資料5の記載ぶりの関係ですが、資料5は内容を要約したもので、その要約に若干不適切な点があったかと思えます。委員の御指摘にもございましたように、法教育が充実されることに伴いというよりも正しくは法教育の充実

が求められることに伴いということであろうと認識してございますし、記載ぶりを含めまして修正等検討してまいりたいと思います。私法分野に力点が置かれているのではないかという御質問を頂戴しましたので、そちらにつきましては司法法制部からお答え申し上げます。

○**司法法制部**：ただ今の御質問ですが、法教育推進協議会の前身は、平成15年に立ち上がりました法教育研究会であります。法教育研究会において、どういうものを法教育で取り扱うべきかについて議論がなされました。その議論で、ルール作り、私法、憲法、司法の4つの領域があるということになりました。法教育研究会で具体的な教材作りを目指して、各々の領域につきまして報告をいただいたところでございます。その後、法教育推進協議会になり、どういった教材作り等を行っていくかと議論になった際に、私法の分野につきましては、身近な法分野にもかかわらず、理解されていない領域もあるのではないかということで、部会を作り私法を研究することになったものでございます。また、裁判員制度につきましても、裁判員制度が始まるということで、刑事では重要な分野でありますので取り組んだところでございまして、必ずしも私法だけということではございません。また、小学校分野も私法だけでなくルール作りというものもございます。今後も私法だけでなく、様々な分野を取り扱っていきたいと思っております。

○**立石座長**：今のお話でよろしいでしょうか。

○**寺尾委員**：よろしいのですが、施策の実施方法の記述を読みますと、私法分野に力点が置かれ、法務省としての取組が行われたように読めますが、必ずしもそういうわけではないということですか。

○**立石座長**：その他いかがでございましてでしょうか。

○**川端委員**：法教育というのは、法務省だけでなく、司法にとって、戦略的に非常に重要な施策であると思います。弁護士会も法教育に取り組むこととなっておりますので、法務省だけでできることは予算の関係で限られているでしょうから、弁護士会、裁判所と協力しあって、これを推進していく姿勢が必要な気がします。弁護士会でも出張授業ということで講師を派遣しておりますし、法務省は法務省でやる、弁護士会は弁護士会でやるというより、協力すればもっと効率的にできるんじゃないかと思います。法教育は日本では立ち遅れた状況にありますので、教える側の先生の教育、これが非常に重要なのではないかと思います。教材は必要だと思いますが、教材だけあっても上手に教えられないだろうという気がします。先生の教育プログラムについてもこれから考えられてもいいのではないかと思います。

また、シンポジウム、説明会の回数が少ないということですが、最近、但木前検事総長がお書きになった本を読んだのですが、但木前検事総長も、法教育は非常に重要であり、国民の司法参加に対する国の考え方が長いスパンで変わっていくという構想をお持ちだと私は読みました。このシンポジウムのパネリストとして但木前検事総長が出演されていますが、但木さんの話す内容とキャラクターからすると、報酬を要求するようなことはしないでしょし、予算に縛られず、こうしたタレントは法務省の資産として活用されるのがよいのではないかと思います。

○**立石座長**：法教育についてどういった形で進めていけばよいのかといった中で、弁護士会と共同してプロジェクト的なものを作る必要があるのではないかということ、小学校、中学校も含めて法教育を司る先生の教育をどのようにしていくのか、教科書はあるけれどどう教えていいか分からない先生も中にはおられるのではないかというような御指摘もございます。そのあた

りについて、参考にしていただけたらと思います。その他に何かありますでしょうか。

○**渡辺委員**：今、川端委員がおっしゃいましたけれども、講演と予定調和のディスカッションという一方通行のフォーラムには限界があるので、教師あるいは生徒への説明会、模擬授業の公開といった機会を多くつくるのが有意義であろうと思います。法教育が指導要領に盛り込まれたことを踏まえて、法曹三者に文科省も入っていただいて、場をたくさん設ける。そして、どのくらいの数の法曹をそこに派遣できたかを検証していく。そのような形で取組を強化していくのが良いのではないかなと思います。

「法務に関する調査研究」について1つ申し上げたいと思います。先ほど評価基準について事務局からの説明がございました。私も満点というのはすごいなと思い、評価項目の中に「成果物は分かりやすいか」とか「法務省以外の場で用いられたり社会的な注目を集めたか」というものがありましたので、実際にその成果物を見てみようと思い、探してみました。ところが、これが大変でありまして、もちろん法務省にお願いして見せてくださいと言えば、それは提供してもらえるのですが、普通にどうやったらアクセスできるのかやってみました。今回評価の対象となった2つの調査については、法務総合研究所の研究評価検討委員会の報告書のホームページを開くと、そこに貼ってあるリンクから何とかたどりつくことができました。しかし、この報告書経由でアクセスしろというのはいかにも不親切だと思います。法総研のページには、別途、「研究部報告」というコーナーがあります。最初は、ここを見ればこれまでの研究が全て見られるんだなと思いついて、そこをクリックしてみました。しかし、調査の意義を書いた前書きのようなものは掲載されているんですけど、実際に研究してどうだったのかという研究の結果や概要についてはそこからたどることはできませんでした。しかも、このコーナーにのっている報告は37まででした。今回、評価の対象になっている報告は41と42です。つまり、最近の幾つかについては少なくともそのコーナーからはたどれないという状況でした。私の探し方が悪かったとすれば申し訳ないのですが、それなりに努力してみたところ、研究の全体像が見えるページは探し出せませんでした。一般国民への開示、アクセスの保証について法務省はどのように考えているのか疑問が湧きました。法総研の研究というのは、将来、法務省がとっていく政策と密接な関係にあり、政策の方向性を示すものだと思います。また、そうでなければ、研究しても意味があまりないわけでありまして。常に国民の目が届く場所において、批判にさらされたり、知識や問題意識を共有して、議論をする共通の基盤を作っていたりする姿勢が必要なのではないかなと思いましたので、一言申し上げました。

○**立石座長**：情報開示も含めまして、もう少し親切に丁寧にやっていただきたいという、公益を国民のものにするという御意見の中で、情報開示それ自身が国民にとって身近なものになっていないというお話でございました。事務局の方、どうでしょうか。

○**駒方秘書課付**：御意見ありがとうございます。委員からの御指摘にもございましたように、せっかくの研究の成果でございますので、広く活用できるよう提供していくことは重要な課題であろうと認識しております。法務に関する調査研究に限らず、当省から行政情報をいかに発信していくかについては重要な課題であると考えておりますし、ホームページの情報開示の在り方については、過去の懇談会でも、御意見を頂戴しているところでございますので、それらも含めまして御意見を参考にしつつ、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○**立石座長**：よろしく願いいたします。この件に関しまして、よろしいでしょうか。



○寺尾委員：何度も申し訳ありません。法教育の推進について、私法分野だけを強調しているわけではないとのことですが、施策の実施内容のところ、私法分野における法教育の具体的な在り方を中心に今回頑張ったというのはそのとおりだと思います。私としては、私法分野だけをするのがおかしいということではなく、なぜ私法分野に焦点をあてたのかということ普通の人を読んで分かりやすく書いてほしいということです。これまで日本では、近代化を担う官僚が法を用い、法は近代化を進めるに当たって国民を統治する手段として使ってきました。国民からすると、「法」というと、お上が自分たちと縛るためのものという理解が一般的であったと思います。これからは違うんだという話が今度の司法制度改革であり、また法の支配の話であると思います。この背景には、公法が国に関係のある法で、私法はそうではないというこれまでの考え方があり、この発想がそもそも良くないのでそれを変えようということがあると思います。そもそも、日本がモデルにした西洋の立憲主義を支える政治思想である社会契約説では、まず私人間の契約で社会ができて次に国家ができると考えているわけで。このところの発想の転換が分かるように書いていただきたいのです。身近だからということではなく、それが基本になって自分と人との関係、自分と社会との関係をきちんと議論し、考えて、明確に決めていきましょう、透明性を高めていきましょう等という話だと思いますので、それが見えるように記載していただきたいと思います。これだと見えてこない感じがしましたので、気になって発言しました。

○立石座長：ありがとうございます。参考に生かしていただけたらと思います。

○立石座長：では、次に基本政策Ⅱの「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○駒方秘書課付：それでは、「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。評価書では資料4の39ページからになりますが、資料5に基づいて御説明いたします。資料5の3ページを御覧ください。達成目標1にございますように、この施策は、適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施しております。研修員に対するアンケート調査において、研修を有意義とする回答が90パーセントを超えることという目標を設定したところ、目標を達成することができました。研修を実施することで情報提供、あるいは経験の共有化を図り、通訳に必要な技能をも身につけることができると評価しております。今後、更に効果的な教育等について検討することとしております。

続きまして、資料5の4ページを御覧ください。達成目標2として記載があるとおり、この施策は、犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施するというものでございまして、研修を有意義とする回答が90パーセントを超えるという目標を達成しております。研修を実施することで犯罪被害者に関する法改正等を直接かつ分かりやすく説明できたこと、被害者支援員と担当職員の情報の共有が可能となったことから、知識や技能の習得に効果があったと評価しております。今後の方向性に関しましては、引き続き、研修のカリキュラム等に配意し、本施策を継続していく必要があると考えております。次に、資料5の5ページを御覧ください。達成目標3としてございますけど、この施策は、検察に関する広報活動を積極的に推進するというもので、目標とした広報実施回数の対前年度増を達成しております。今後は、検察庁のホームページの充実を図るなどして、本施策を継続して実施していくこととしております。

続きまして、「矯正施設における適正な処遇の実施」について御説明いたします。資料5の

6 ページを御覧ください。評価書では資料4の60 ページからになります。この施策は、受刑者の再犯につながりやすい問題性の改善を図るというものです。性犯罪者処遇プログラムを実施し、受講前後の問題性の変化を測定したところ、資料5の有効性の欄にあるとおり、プログラム受講前後で再犯リスク要因の得点が低下したことから、所期の効果が発現したものと評価しております。今後は、性犯罪者処遇プログラムの改訂を行うなど、より効果的に本施策を実施できるよう努めていくこととしております。

次に、資料5の7 ページを御覧ください。この施策は、円滑な社会復帰を図るために、受刑者に対して職業訓練を実施するというものであり、受刑者の職業訓練受講者数等4つの指標を設定し、対前年度増を目標としています。有効性の欄に「効果」として記載がございますが、職業訓練受講者数は、前年度と比べ減少しております。目標は達成されていません。しかしながら、受刑者数に対する職業訓練受講者数の割合は上昇する等、総じて有効であったものと評価しております。なお、この施策につきましては、無駄の削減の観点から、直営工事に必要な職業訓練に係る経費の見直しを検討することとしております。

次に、資料5の8 ページを御覧ください。この施策は、少年院出院時の進路決定率の向上を図るために取り組んだもので、「少年院出院者の進路決定率」を指標とし、対前年増を目標としております。この進路決定率は、前年と比べて低下しており、目標は達成されていません。これは、社会における景気動向等の影響を受けたことによるものではないかと考えておりますが、前年以前と比較いたしますと、高い数値になっていることから、一定の効果が得られたと評価しております。

次に、資料5の9 ページを御覧ください。この施策は、再犯・再非行防止のため、少年院在院者の保護者に対して指導、助言等に取り組んだもので、平成20年四半期ごとの保護者面談及び保護者講習会の実施回数・比率等を指標としておりました。有効性の欄に記載がございますように、この施策については、明確な効果を把握するには至っておりません。これは、この施策が平成20年以降に本格的に実施されたものであるためですが、平成20年における実施回数はおおむね上昇傾向にございますので、一定の効果が見込まれたと評価しております。

続きまして、「保護観察対象者等の改善更生」について御説明いたします。資料5の10 ページを御覧ください。評価書では資料4の73 ページからになります。この施策は、保護観察対象者等の改善更生を図るために4つの指標を設定して取り組んだものです。一部目標が達成されていない指標もありますが、全体を総合いたしますと、保護観察対象者における無職者の割合が減少する等、一定の効果をあげたといえると評価しております。なお、指標の1つである社会参加活動に関しては、平成21年度には全国統一的な有益性に関する調査を実施し、その調査結果を参考指標として設定することとしております。

次に、資料5の11 ページを御覧ください。こちらの施策は、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進を図るための取組であり、「中間処遇実施予定者の選定率」を指標としております。有効性の欄の効果として記載があるとおり、選定率は、前年と比べて減少しており、目標は達成されていませんが、選定者数自体は増加している等、本施策の効果は一定程度維持されたと評価しております。

続きまして、資料5の12 ページを御覧ください。この施策は、保護観察対象者等の自立更生の促進を図るために取り組んだものです。指標といたしました「全更生保護施設の保護率」、  
「更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数」ともに、対前年度増

の目標を達成しており、更生保護施設の積極的活用を図るとの本施策は一定の効果をあげたといえると評価しております。なお、本施策については、更生保護施設の受入れ態勢の強化を始めとして、取組を一層推進していくこととしております。

次に、「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」について御説明いたします。資料5の13ページ、14ページを御覧ください。評価書では資料4の86ページからになります。この施策は、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施するとともに、破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報を、適時・適切に関係機関に提供することにより、公共の安全の確保を図るというものでございまして、本年より評価方式を実績評価方式から総合評価方式へ変更しております。

13ページでは、観察処分の実施等についてまとめております。平成20年度には、オウム真理教に対する観察処分の期間更新を請求し、これが認められております。また、14ページでは、破壊的団体等に関する調査等についてまとめております。破壊的団体等に関する情報の収集・分析等を行い、政府・関係機関に情報提供した結果、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど、一定の効果が得られたものと評価しております。

基本政策Ⅱに関する説明は、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございました。ただいまの件につきまして、大変多くの政策が入っているわけですが、皆様方からの御意見、あるいはコメントをいただきたいと思っております。

○渡辺委員：「検察権の適正迅速な行使」に関することで意見を申し上げます。今回の取組の中に、通訳人に対する研修、あるいは、被害者支援員に対する研修の実施がございました。評価指標としてアンケートの結果が使われておりますが、以前この懇談会で実際どんなアンケートを行っているのか示していただいた方がいいと申し上げ、今回そのようにしていただきました。ありがとうございました。併せて、セミナーで出た感想、意見・要望なども開示していただいて、興味深く読み、また、セミナーの意義も肌で実感できました。

ただ、肝心な評価の部分においては、疑問なしとはいたしません。通訳人研修の評価指標は「研修を有意義とする回答を90パーセント超とする」となっておりますが、アンケートの質問文は、「研修は参考になったか」という聞き方をしております。まあ、この点は目をつぶるとしても、本当はちょっと意味合いが違うのではないかと思います。問題はさらにありまして、アンケートは「刑事手続法」について、あるいは「裁判員制度」について、5段階で参考になったか、ならなかったか聞いているのですが、5、4、3、2、1がそれぞれどういう意味かは明記していません。評価書で初めて、それはこういう意味だと記載しているのですが、それは、5「とても参考になった」、4「参考になった」、3「ある程度参考になった」、2「あまり参考にならなかった」、1「参考にならなかった」。そしてこの3、4、5を合わせて「参考になった」、つまり「有意義だった」が90%を超えたという結論です。このような対称的でない選択肢でのアンケートは余程の事情がない限り行わないのではないのでしょうか。このような5段階で聞くのであれば、「大いに参考になった」「ある程度参考になった」「どちらとも言えない」「あまり参考にならなかった」「全く参考にならなかった」という形で聞くべきですし、回答者の中には「どちらともいえない」と思って「3」に丸をつけた方も少なからずいらっしゃると思うのです。ところが、この集計ではそれは「参考になった」ことになってしまっている。極めて恣意的なデータの集め方であり、集計であると思えます。検察権の「適正」な行使を図る上でいかなるものかと思えました。これは政策評価の信頼に関わってくる問題で

す。アンケートの段階から、政策評価を見据えてどんなものにするのかといったことを十分検討しておやりになるべきではないかと思えます。こういった問題は、刑事局だけではなく、先取りしてしまいますが、例えば、資料4の121ページの「法務行政における国際化対応・国際協力」のくだりでも、研修員へのアンケートが実施されており、125ページにその結果がでております。「新しい知識を習得したか」という質問に対する回答の選択肢を御覧いただければわかるように、「今後に役立つ多くの知識を習得できた」と「多くの知識を習得できた」とが並んでいますが、両者の違いがどこにあるのか、ちょっとよく分かりません。選択肢はこの2つに加えて、「習得できた」「あまり習得できなかった」の4つです。総じて「習得できた」に導く形での選択肢としか思えないわけです。私は、研修は有意義であったのだろうと思っておりますが、少なくともこのアンケートを見る限り、何のデータを収集したいのか分からないというか、結果として回答がゆがめられたのではないか、あるいは最初からゆがめようとしているのではないかと勘ぐられかねない。こういう聞き方は適切ではないと思えますので、ぜひ改善していただきたいと思えます。

○立石座長：アンケートの内容、何を目的に、どういうことを知りたいか、選択肢の作り方として非対称的なものでアンケートをとるのは適切でないということと、その評価についての御指摘でございました。

○駒方秘書課付：事務局からお答えいたします。御意見どうもありがとうございました。ただいま御指摘がございましたいずれのものにつきましてもそうでございますけれども、特に研修等の実施につきましては、単に実施回数というよりも、実際に研修に参加された方にとって役立つ研修でなければ意味がないだろうということから、アンケート結果を指標とすることを試みとして行っているものでございます。今申し上げたような趣旨で評価を行うに当たりましては、委員の御指摘のとおり、やはり客観性が担保されて本当に有意義なものであったかどうかということをごきちん図れるものである必要があると思えますので、頂戴した御意見を踏まえまして、政策評価において設定した指標との対応関係、また、客観性担保ということに留意して今後のアンケート項目について検討してまいりたいと思えます。

○立石座長：その他いかがでございましょう。

○川端委員：通訳人の研修が出るたびに申し上げるのですが、参加者が非常に満足して有意義であったというのは、アンケート結果からよく分かりました。事前につまらない指摘をしますが、資料4の55ページの上から2つ目の「意識」の「い」が間違った「違」になっております。まずこれが1点。有効な研修というのはよく分かるのですが、人数が49名とあまりにも少ないですね。毎年この程度の研修を積み重ねていって、必要なスキルが通訳人に行き渡るのに何年かかるのかというふうに考えると、本当はやっぱりそちら側の方を目標として評価すべきではないかと毎回申し上げております。

○立石座長：私も前回から、外国人居住者や外国人犯罪者が増える中で、通訳人セミナー参加者の人数という点で、50人程度で十分なのかという指摘はさせてもらっているところです。ただ、今回の評価と前回の評価を比較してよくなったと思うところは、前回は50名2日間という形で研修を行い、その結果、どういう成果があがったのかというアウトカムがはっきり出なかったところが、本当に90パーセントの方々がということではわかりませんが、今回90パーセント云々という形に変えていただいているところが大変大きな進歩だと思います。ただ、ニーズの点は、大変心配しております。その他いかがでございましょうか。

○山根委員：今の関連かもしれないですけど、資料5の3ページ目の通訳人に対する研修の効率性のところで、中央で実施しているため効率性がよかったという話ですけど、それでいいのかと疑問です。本来はやっぱり各地で、人を集めて行う方が有効なのかなと思ったので、質問させていただきたいと思いました。そして、効率性のところの書き方なのですが、例えば、資料5の8ページ目、9ページ目のところでは、過大なコストをかけることなく実施できたので、効率がよかったというような書き方ですが、過大なコストをかけないのは当然のことで、いかに効率よく行ったかという書き方はできないのかなという気がしました。

○立石座長：では、事務局からお願いします。

○駒方秘書課付：御指摘ありがとうございます。効率性の書き方については、御意見を踏まえまして、改めて検討させていただきたいと思います。通訳人セミナーの関係で実施の規模、あるいは実施場所が中央でよいのかという御意見につきましては、刑事局からお答え申し上げます。

○刑事局：刑事局でございます。御指摘ありがとうございます。アンケートの評価の点でございますが、対称性の問題、客観的な評価になっているのかといったことについては、ごもつともだと思っておりますので、早速アンケートの内容については、改善を図りまして、どういう目的でアンケートを取り、結果が客観的な評価になっているのかということが計上できるようなアンケートにするよう対応してまいりたいと思っております。「有意義」という指標をあげておきながら、「参考になる」という点なのですが、参考になったかということは通訳人それぞれの御経験や知識によって差があることから、主観的な評価として「参考になる」と書かせていただきました。その点の御指摘を踏まえて政策評価の目標に即したアンケート内容にしたいと思っております。通訳人セミナー参加人数の点について、たびたび御指摘いただいておりますが、実際問題、現場での通訳人確保は厳しい状況でありまして、様々な形で通訳人を確保する努力をしております。全国規模で7500名程度の通訳人を把握させていただいているところ、御指摘のとおり通訳人セミナーの参加人数は毎年50名程度となっており、これまで700名程度しかセミナーを行っていないのではないかとということになります。通訳人の皆様は、非常に御多忙であり、中央の研修に、どれだけ集まっていたかということにつきましては、できる限り努力してまいります。

他方で、中央で効率的にできたという点につきまして、実は各地検単位でも、通訳人の皆様と検察官との間で協議会や、打合せなどを開催いたしまして、通訳人の皆様がどういった点で困っているのか、どういう点が疑問なのか、検察官側からして通訳をするためにどういった点を御配慮いただきたいかという点についての意見交換は、できる限り行っております。そういう意味ではなかなか数字や指標等が出てきているものではないですが、中央での研修を踏まえ、裾野を広げる努力はできる限りしているところであります。御指摘いただきましたので、今後とも努力を続けていきたいと思っております。

○立石座長：よろしく申し上げます。

○田辺委員：資料5の9ページの「矯正施設における適正な処遇の実施」についてです。在院者の保護者に対して、指導・助言をするという非常に適切な試みだと思います。一方、達成目標4のところ、いくつか感じる点がございまして、1つは指標の中で、面談の実施回数を一人当たりという形で計算しております。ただ、何回も来る人に対して何回も計上すれば、面談の回数としては増えるのですが、むしろその効果としては、在院者の中での割合自体の方が適

切であり、面談を受けた割合自体の方が適切な指標であると思います。2点目は、これとの絡みで、まだやり始めたという段階で、効果を把握されていないということだと思のですが、具体的にはどうやって効果を把握するのでしょうか。つまり、少年院から出て行った後にどういう形で行われているのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○立石座長：事務局からお願いします。

○駒方秘書課付：御意見ありがとうございます。指標の立て方、効果の把握の在り方について、矯正局の方からお答えいたします。

○矯正局：矯正局でございます。指標のたて方につきましては、初めてのことでございますので、いろいろ試行錯誤しているところでございます。いずれにしましても、今いただいた御意見を踏まえまして、工夫してみたいと思います。それから2点目の追跡の調査と申しますか、効果の点につきましては、我々が何をやるにしても限界がございまして、受刑者であれば、例えば職業訓練で、葉書を持たせまして、半年経ったら自分がどうしているのか送り返しなさいということもできるのですが、なかなか少年でありますと、保護者を含めまして、そういったことについて非常にナーバスです。ただ、せっかく始めました保護者に対する面談ですし、始めて1年ちょっと経ちますことから、現場の意見を聞いたり、実際に保護者会の開催状況や、保護者がどんな意見を持っているのかということ聞いて、何かできないかと思っております。これから何かできる工夫をして、いい指標となるよう考えたいと思います。

○立石座長：よろしくお願いします。その他いかがでございましょう。

○渡辺委員：更生保護行政のことで質問いたします。大変御苦勞されながら、進めていらっしゃると思います。その上でのお尋ねと意見なのですが、81ページ以降、保護率を指標にして政策の評価をされていらっしゃいます。まず質問ですが、この数年間、保護率が大体75パーセント前後で推移しております。なかなか上がらないし、一方でまた、悪くもならないということもできるかと思うのですが、この数字から動かない理由を教えてくださいたいと思います。出所された方が施設に入るのを嫌がるような事情があるのか、あるいは、施設側の受入態勢に何か限界があるのか、今後どんなふうにしていったらいいのかといった点について、お考えのところを教えてくださいたいと思います。

それから、意見というかお願いなのですが、以前もこの保護率に関するところで、実際の収容可能人員はどのくらいなのかとお尋ねをしました。そのときも申しましたけれども、いくら率がよくなっても、実数が減っていれば、それは社会にとってよろしくないことであり、ここで書かれている更生保護委託費の充実にもつながらないからです。更生保護に限りませんが、率で評価するのが然るべきものであっても、なるべく実数も示しつつ、その率がどういう意味を持っているのかということをはっきりと明かにしていただきたいと思います。実数を開示できないような理由があるのであれば、教えてくださいたいと思います。

○立石座長：事務局からお願いします。

○駒方秘書課付：ありがとうございます。保護局からお答えします。

○保護局：保護局でございます。御質問と御意見ありがとうございます。まず更生保護施設の保護率について、近年概ね75パーセント前後で推移しております点についてですが、一般的には、やはり、対象となる人たちの困難や、更生保護施設側の受入態勢等様々な理由があり、結果的にこれくらいの数字で推移してございます。それから、御意見としていただきました実数に関しまして、開示できない理由というのはまったくございません。ただ、どの程度いかされてい

るかという意味で保護率で評価した資料とさせていただきます。ちなみに実数について申し上げますと、平成 20 年度に比べまして、平成 21 年度は若干増えていると把握しています。

○立石座長：その他はいかがでございましょう。

では、次に、基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」、基本政策Ⅳ「国の利害に係りのある争訟の統一かつ適正な処理」、基本政策Ⅴの「出入国の公正な管理」及び基本政策Ⅵの「法務行政における国際化対応・国際協力」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○駒方秘書課付：それでは「人権の擁護」について御説明いたします。資料 5 の 15 ページを御覧ください。評価書では資料 4 の 94 ページからになります。この施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及及び人権侵害事案の調査救済体制を整備するものであり、本年より、評価方式を実績評価方式から総合評価方式へ変更しております。有効性の欄に記載してございますように、人権啓発活動ネットワーク協議会を活用した各種人権啓発活動を地域に即した形で実施し、アンケート調査でも高評価を得ております。また、全国の法務局等に設置してある専用相談電話を通じての人権相談件数は、依然として高水準にあり、問題を解決する機会を提供していると考えております。今後は、より効果的・効率的な実施を検討することとしております。

次に、「国の利害に係りのある争訟の統一かつ適正な処理」について御説明いたします。資料 5 の 16 ページを御覧ください。評価書では資料 4 の 106 ページからになります。この施策は、国の利害に係りのある訴訟の適正・迅速な追行に関するものであり、本年より評価方式を実績評価方式から総合評価方式へ変更しております。この施策に関しては、人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用を促進するため、種々の取組を行いました。その結果、有効性の欄にあるとおり、準備書面等の作成の効率化等が図られ、法律意見照会事件数も増加したことから、各取組により、一定の効果が得られたものと考えております。また、平成 20 年度までの目標としていた「国の利害に係りがある本案訴訟の第 1 審の訴訟手続を 2 年以内に終了させる」ことにつきましては、すべての訴訟手続について 2 年以内とすることはできませんでしたが、審理期間が 2 年以内であったものの率は前年度を上回っており、本施策の実施が直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと評価しております。なお、この施策につきましては、「今後の方向性」として記載しておりますとおり、無駄の削減の観点から、訟務遂行に必要な会議の見直しを図ることを予定しております。

次に、出入国の公正な管理について御説明いたします。資料 5 の 17 ページを御覧ください。評価書では資料 4 の 112 ページからになります。この施策は、平成 15 年度から平成 20 年度までの 5 年間で不法滞在者を半減させることを目標とし、不法滞在者を日本に「来させない」、  
「入らせない」、  
「居させない」を三本柱に総合的な施策の実施に取り組んだものです。平成 20 年までの 5 年間で 48.5 パーセントの不法残留者数を削減し、おおむね目標を達成したものと評価しております。なお、今後は不法滞在者を生まない社会の構築のための施策を強力に進めていくこととしております。

次に、資料 5 の 18 ページを御覧ください。この施策は、円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進するための取組であり、空港での審査に要する最長待ち時間を 20 分以下とすることを目標としております。有効性の欄にございますように、目標は達成できなかったものの、平成 20 年 11 月、12 月において、成田空港及び中部空港では目標を達成する等、審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果をあげたものと評価しております。なお、この施策に

つきましては、「今後の方向性」欄にあるとおり、無駄の削減の観点から、プレクリアランスの見直し等を行い、待ち時間短縮に向けた施策の更なる効率化を図る等今後ともより適切に実施することとしております。

次に、「法務行政における国際協力の推進」について御説明いたします。資料5の19ページを御覧ください。評価書では、資料4の121ページからになります。ここでは、法務行政における国際協力の推進のうち、国際研修・セミナーの実施、国際会議への参加についてまとめております。有効性の欄に効果として記載がございますが、研修に関しましては、アンケート調査の結果、「非常に役立った」、「役立った」との回答が80パーセントを超えているなどの効果が認められます。また、国際会議への参加については、最新情報の収集・共有、人的ネットワークの強化により、国際研修等の遂行に活用できるなどの効果があるとしています。

次に、資料5の20ページを御覧ください。ここでは、法務行政における国際協力の推進のうち、法制度整備支援活動としての国際研修、調査研究等についてまとめております。国際研修については、アンケート調査の結果、研修が「大変有意義であった」との回答が86.8パーセントとなっているなどの効果が認められます。また、ベトナムにおいては、民事判決執行法が成立しています。今後も、法制度整備支援により積極的に取り組むことが求められていることから、引き続き本施策を推進していくこととしております。

基本政策ⅢないしⅥに関する説明は、以上でございます。

○立石座長：ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、先生方から御意見、御質問等いかがでございますか。

○川端委員：国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理の政策に約19億円予算がついています。内容を見ていくと、準備書面作成支援システムの充実というのがあって、エキスパートシステムを作られたのかと思ったら、そうでもなくて、ただインターネットを利用する方式に変更されております。それと、モバイルパソコンとプロジェクターを地方法務局に配備したという程度だとそんなにかかるのかなと思います。中身として19億円をどのように使ったのかということを御説明いただきたいと思います。

○駒方秘書課付：それでは訟務部門からお答えします。

○訟務部門：訟務部門でございます。準備書面作成支援システムの関係について御説明申し上げますと、準備書面を作成する上で必要な判例や文献等につきましては、インターネットを利用することで、最新の情報を入手できるものでございます。従前は情報更新が年2回程度ございましたが、インターネットを利用することで、最新の情報を入手できるようになっております。準備書面作成の効率化に非常に役立っているものと考えております。それから、モバイルパソコンの関係ですが、裁判所あるいは、訟務担当者との打合せなどにおいて利用しております。また、予算に関しましては、訟務の遂行に必要な経費として、旅費、各システム関係経費、印紙、保証金といったものがこの中に含まれております。

○立石座長：ありがとうございました。その他いかがでございますか。

○六車委員：先ほど質問しそびれてしまいましたので、最後にその機会をいただきたいと思いで、お願いだけなのですが。

○立石座長：では、どうぞ。

○六車委員：今のところで、他に質問のある方がいらっしゃれば、そちらを先にしてもらいたいののですが。



○立石座長：では、他の先生方、この件に関していかがですか。

○渡辺委員：1つ質問させてください。「人権の擁護」のところで、資料4の99ページの真ん中辺りに、「高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設」というのが書かれています。こういった施設にいらっしゃる方たちに人権相談の機会を提供するという趣旨は大変いいことだと思いますし、件数が増えているのも、何よりだと思います。一方で、一部伝えられているような、施設側に問題がある場合、まさに施設自体で人権侵害が行われているような場合に、声を出せない方や出しにくい方の人権を守っていくというのは大変難しい問題だと思います。その点、相談所を開設する施設の選定というのはどのように行われていて、調査はどんな状況で行われていて、どんな成果があるのか。いろいろ難しいことがあるというのは十分分かった上で、いま、どんな具合になっているのか教えていただきたいと思います。

○立石座長：では、事務局お願いします。

○駒方秘書課付：人権擁護局からお答えします。

○人権擁護局：人権擁護局でございます。委員御指摘のとおり、開設場所につきしては大変難しい問題があります。私どもは任意の調査機関になりますので、こういう社会福祉施設や病院等をお願いをいたしまして、特設相談所を開設させていただいているわけです。その場合に、人権擁護委員と一緒に訪問いたしまして、施設で働いておられる職員の方に対する啓発活動も併せて行っております。委員御懸念のとおり、非常に人権啓発活動等に熱心な施設には受け入れていただけるのですが、問題のある施設では、なかなか特設相談所の開設は難しいです。では、熱心なところでは、人権擁護委員の訪問を受けたことを施設内の広報誌に載せていただくなどしておりますので、こういった活動は続けてまいることに意義があると思っております。ただ、問題のある施設につきましては、どういうことをしていくかといいますと、職員の方が情報を届けてくださるとか、家族の方が直接相談に来られるといったことがあります。在宅介護を併用されている方などは、ヘルパーさん等から有効な情報が入ることがありますので、そういったところから広く人権擁護に関する情報を収集し続けていくとともに、施設に対して啓発活動を行っていくという両輪の手段によって、声を出せない方、声を出しにくい方のために努力してまいりたいと思います。

○立石座長：よろしゅうございますか。いかがでございましょう。

私の方から2つ質問したいのですが、「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ公正な処理」の審理期間が2年以内であったものの率に関して、平成19年度までは、平成20年度までに審理期間が2年以内であったものの率を100パーセントにするという目標を掲げておられました。100パーセントやるのは大変だと思いますが、84.2パーセントから今後どのように100パーセントまでもっていくのか、その辺りの見通しを教えてくださいたいと思います。

○駒方秘書課付：訟務部門お願いいたします。

○訟務部門：訟務部門でございます。委員御指摘のとおり、総合評価方式に変更されたこともあり、20年度の事後評価には、この達成目標は入っておりません。また、様々な問題がございまして、なかなか100パーセントを達成することは困難となっておりますが、引き続き、総合評価方式におきましても、従来どおり、審理期間が2年以内でなかったもの等を把握して、検証・評価してまいりたいと思います。

○立石座長：他にございますか。もう1つお聞きしたいのですが、不法滞在者の関係ですが、平

成 16 年からの 5 年間で 48.5 パーセント削減し、目標をほとんど達成したと思います。ただ、ここではそういった数値的な目標から、「不法滞在者を生まない社会の構築」という抽象的な目標に変えられておりますが、変えられた背景と、今後どうされるのかお聞かせください。

○**駒方秘書課付**：入国管理局からお答え申し上げます。

○**入国管理局**：入国管理局でございます。不法滞在者関係につきましては、ほぼ目標を達成することができまして、現在不法残留者は約 11 万人となっております。今後の目標について、抽象的になっておりますが、我々としては、今ここまで不法残留者が減っておりますので、これがまた逆転して増えないような形で取り組んでいかなければならないと考えております。さらに、不法滞在者数という数の面だけではなく、正規滞在者を偽装して、我が国に滞在している偽装滞在者対策についても、今後強力に取り組んでまいりたいと考えております。

○**川端委員**：質問なのですが、「不法滞在者数」というのは、「不法残留者数」に「不法入国者数」の推定値を加えたものということになっておりますが、114 ページを見ると、潜在不法入国者について、「平成 16 年に推定 3 万人であったものが、平成 21 年 1 月 1 日現在、推計約 1 万 5000 人から約 2 万 3000 人と考えられる」と書いてありますが、この推計の根拠を教えてください。

○**入国管理局**：入国管理局でございます。「不法残留者」と申しますのは、いったん日本に観光ビザ等で正規に入ってきてまして、在留期間内に出国しなかった方々でございますので、入国管理局のコンピューターである程度正確に把握できます。その数が先ほど申し上げたとおり、今年の 1 月現在で約 11 万人となっております。一方、「不法入国者」と申しますのは、夜陰に紛れて密入国してくる方等でございますので、今現在どのくらいの数になるのかという推定は難しいものがあります。摘発をして、退去強制をした人間の中でどの程度そのような形で不法入国した人間がいたか、その割合から、推測をして数値を出しています。

○**立石座長**：その他よろしいですか。

では、次の議題に入りたいと思います。

○**立石座長**：次に、「成果重視事業」について、御議論をいただきます。基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」、基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」及び基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○**駒方秘書課付**：それでは、成果重視事業の関係について御説明いたします。まず、「裁判員制度啓発推進事業」について説明いたします。資料 4 の 133 ページを御覧ください。

資料 4 の 133 ページ 3 (1) 達成目標の欄を御覧ください。こちらの欄にありますように、この事業は、平成 20 年度までに、国民に対する裁判員制度の認知率を 100 パーセント、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合が 70 パーセント以上という目標値を定め、各種の広報・啓発活動を行うというものです。134 ページの 5 (1) 平成 20 年度に実施した政策の欄を御覧いただきますと、平成 20 年度の具体的な取組について記載がございます。平成 20 年度におきましては、各種パンフレットやリーフレット等の制作及び配付、法務省のホームページにおける裁判員制度の紹介、説明会の実施などの広報・啓発活動を実施したところです。本事業の評価に関しましては、7 月末に発表される予定でございますアンケート調査の結果を基に行いたいと考えておりますので、評価結果につきましては、後日御説明申し上げたいと考えておりますので、御了承ください。

続きまして、「登記情報システム再構築事業」について御説明いたします。資料 5 にお戻り

いただきまして、資料5の21ページを御覧ください。なお、評価書は資料4の138ページからでございます。この事業は、全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合を100パーセントとするものでございます。平成20年度には全国すべての登記所においてオンライン申請が可能となり、本事業は目標を達成しております。今後も、引き続きオンラインシステムの活発な利用に向けた施策を実施していきたいと考えております。

次に、資料5の22ページを御覧ください。この事業は、平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の経費と比較いたしまして、約130億円削減するというものでございます。今回は、平成20年度における進捗状況を中心に、中間報告という位置づけで記載をしております。今後の方向性欄に記載がございまして、平成20年度における進捗率は9パーセントにとどまっております、目標値である約30パーセントに達することができませんでした。この要因は、より一層の効率化を図るため、最適化計画自体の見直しを行いまして、新たなシステムの切替えとシステムの運用箇所の集中化を併せて実施することとしたため、慎重を期して初年度である平成20年度の切替登記所数を抑えて実施したことによるものでございます。平成21年度における進捗率は、約67パーセントを見込んでおりまして、こちらに関しましては目標値を上回る見込みとなっております。

次に、「地図管理業務・システムの最適化事業」について御説明いたします。資料5の23ページを御覧ください。この事業は、平成22年度までに全国の登記所に地図情報システムを導入するというものでございます。今回は、平成20年度における進捗状況を中心に、中間報告として記載をしております。施策の実施内容として記載がございまして、平成20年度におきましては、全登記所のうち約63パーセントの登記所について地図情報システムを導入してございまして、目標とした60パーセントを達成しているという状況でございます。

次に、「出入国管理業務の業務・システムの最適化」について御説明いたします。資料5の24ページを御覧ください。評価書は資料4の147ページ以下でございます。この事業は、出入国管理業務の業務・システムの最適化事業でございまして、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを目標としております。今回は、平成20年度における進捗状況を中心に、中間報告となっております。

施策の実施内容として記載がありますように、平成20年度におきましては、次世代出入国審査システムの日本人部分の開発を実施しましたほか、位置情報システムの運用を開始したところございまして、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものと評価しております。

○立石座長：ありがとうございます。では、ただ今の説明に関して、皆さん方から御質問等をお聞きいただけたらと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○中村委員：登記情報システム再構築事業の書きぶりについて分かりにくいと感じました。

138ページの達成目標2につきまして、平成15年度と同経費と比較して、約130億円削減されれば達成すると記載されています。これに対する評価結果については、141ページの「平成20年度に実施した政策（具体的内容）」において490庁中43庁で目標値の約30パーセントを達成しなかったと記載されています。そもそも約130億円削減ということが掲げられていることから、その辺の記載がないのかなというのが第1点です。

記載する順番ですが、139ページの目標の達成度合いの判定方法・基準において、各々最終的な結論が判定A、判定D（達成していない）と記載してあります。その後、100パーセント

であれば達成する等の判定方法の記載があり、その後の離れたところに評価結果が記載されており、ちょっと分かりにくい感じがしました。

中身として、評価結果のところに、平成 20 年度に実施した政策（具体的内容）と項目が立ててあるのに対しまして、平成 20 年度には全国すべての登記所においてオンライン申請が可能となり、本事業は目的を達成していると記載されていますが、平成 20 年度に何をやったのか書いていません。本項目を立てたのであれば記載するべきとは思いますが。

○立石座長：事務局の方、いかがでしょうか。

○駒方秘書課付：御意見ありがとうございました。今御指摘を頂戴いたしました記載の順序、表現ぶりに関しましては、御意見を踏まえまして、より分かりやすい記載になりますよう、検討してまいりたいと思います。

○立石座長：その他、いかがでございますでしょうか。

○渡辺委員：登記情報システムのことでお尋ねです。以前も同じ質問をしたのですが、その後の進捗ということでしょうかがいます。現在のオンライン申請の件数や状況はどのようになっているのでしょうか。実数は法務省のホームページで確認できるんですけども、全体に占める割合はわかりません。先ほどは実数を出してほしいと申しましたが、今度は率を出していただきたいということです。司法書士や業者さん向けであって、そもそも一般の人がオンライン申請をする機会はそれほどないのかなと思うのです。先ほど、オンラインシステムの活発な利用に向けた施策を実施していくということをおっしゃっていたと思いますが、具体的にどのようなことをお考えなのか教えていただけたらと思います。

○駒方秘書課付：民事局いかがでしょうか。

○民事局：民事局からお答えいたします。登記は大きく不動産登記、商業登記がございます。まず、不動産登記の申請につきましては、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月まで前年度のものでございますが、約 118 万件になっておりまして、全体の利用率の約 10.1 パーセントとなっております。また、株式会社の登記の申請ですと、約 21 万件のオンライン申請がございます。全体の申請件数からいいますと、約 19.8 パーセントという実情となっております。

使い勝手の良さ等オンライン利用促進の努力について御指摘いただきましたが、御指摘のとおり、当局といたしましても、十分な問題意識をもって取り組んでいるところでございます。まず、使い勝手の向上という点は非常に重視しておりまして、現在オンライン申請に必要なソフトウェアを利用者目線に立って、感覚的に操作できるような、使い勝手重視、ユーザーを重視したプログラムの改修作業を進めております。開発の過程でどういうことになるか見えにくいところもありますが、鋭意なるべく早期にそうしたものをリリースしていきたいと思っております。

また、オンライン申請の促進ということにつきましては、これまで書面でやっていたものをオンラインで行うということで、これはビジネスモデルの転換をせまる状況でございますので、十分な広報を行っていききたいと思っております。例えば、資格者代理人であります司法書士、土地家屋調査士、弁護士などの利用者の方々への働きかけや一般市民向けの説明会の開催等やれることは全てやりまして、少しでも使ってもらいたいと思っております。今後とも、様々な御指摘をいただければと思います。

○立石座長：その他、いかがでしょうか。それでは私の方から、質問させていただきます。先ほどの裁判員制度についてです。裁判員制度については、現在アンケート調査を行っているところ

ろであり、数字が出てから総括をしたいということですが、アンケート調査の結果はいつ頃出るのでしょうか。

○**駒方秘書課付**：調査結果自体は、7月の下旬を予定しております。

○**立石座長**：裁判員制度については、現実に始まっているわけですが、裁判員に任命された方々については嫌である等の感想も含めて、いろいろなニュースで報道されてきましたよね。裁判員に選任された方の気持ちを和らげるなど、いろいろな施策はあると思いますが、この後のフォローアップ的なものについて何か政策的にやられるというお気持ちはおありですか。

○**駒方秘書課付**：今の点について、刑事局からお答え申し上げます。

○**刑事局**：刑事局でございます。今回の政策評価の対象につきましては、施行に向けての周知・広報ということで、平成20年度までということであげさせていただいているものです。実際、裁判員制度施行は、平成21年5月21日でありますので、平成21年5月までの実績を含めて、評価を行いたいと思っております。今御指摘いただきました施行後のフォローアップ、御意見、御感想等あるだろうということについての何らかの対応ということですが、政策評価という形で取り上げていただくということは今のところ考えておりません。裁判員制度の広報あるいは個別事件ごとの裁判員のいろいろな御対応については、今後、いろいろな課題が出てくるだろうと思っております。裁判員制度の広報自体は施行後も問題点を踏まえまして、引き続き一定のレベルで、いろいろなチャンネルを使って行いたいと思っておりますし、個別事件ごとの対応につきましては、裁判所のお答えもあろうかとは思いますが、法務省といたしましても、問題点があれば情報収集をいたしまして、必要な対応をしていきたいと思っております。

○**立石座長**：分かりました。その他ありますでしょうか。では次の議題に入りたいと思います。

○**六車委員**：よろしいでしょうか。資料4の1ページと5ページの基本的なところを質問させていただきたいと思っております。民事基本法制と刑事基本法制は両方とも事後チェック救済型の社会に関係するのか、それとも刑事基本法制のみが事後チェック救済型社会のことに対応しているのかということです。1ページと5ページとでは、特に5ページの上の「1. 政策名等」と「2. 基本的考え方」とで必ずしも一致しておりません。

また、事後チェックと事後チェック救済と書く時があつて、統一が取れていません。

さらに、事後チェック型社会への転換とありますが、転換と書くからには、何々社会から何々社会の転換と記載するのが普通で、何もないところから転換と記載することはおかしいと思います。1ページの1行目も変革と変化、即応と対応という言葉を使ったり、同じ説明をするときに言葉がきちんと統一的に使われていないように思ひまして、その点を見直していただきたいと思います。特に、お聞きしたいのは、どういった社会から事後チェック型（救済）社会に変わるのかということと、事後チェック救済型社会というのは民事と刑事の両方に関係するのかです。明確になっておらず、また一番入口のところなので、お聞きしたいと思ひます。

○**立石座長**：事務局の方、いかがでしょうか。

○**駒方秘書課付**：御意見ありがとうございます。まず、用語の不統一については、御指摘を踏まえまして、見直しを行いたいと考えております。事後チェック救済型社会はどういった社会から転換するのかということですが、事前規制型社会から事後チェック救済型社会への転換を念頭においております。

具体的には、事前に様々な規制をかけることによって国民の権利・利益が害される事態を防ぐのではなく、あらかじめルールを明示しておくことによって、まずは国民の方々に自律的に

そのルールに従っていただいた上で、問題が生じた場合には救済を図るという事後チェック救済型社会へ転換を図るということを念頭においているものでございます。あらかじめ様々な社会的ルールを明確化することによって、事前規制の必要性を減らそうという発想が根本にございますので、民事・刑事の両方の法制にかかわるものと認識しております。

○六車委員：そうしますと、1ページと5ページについては、書き方を変える必要があるのではないのでしょうか。例えば、1ページと5ページをみても、民事法制できれて、刑事法制のところで事後チェック救済型とっており、民事法制と刑事法制とが合せて事後チェック救済型社会にかかるとは読めないのではないのでしょうか。

○駒方秘書課付：御指摘のとおりでございますので、記載ぶりについては検討させていただきたいと思います。

○六車委員：もう1点検討していただきたい事項があります。透明なルールに貫かれたと透明なルールと自己責任の原則に貫かれたという言葉が使われているところがあるのですが、理由があって使い分けているのかなどこうした点も見直した方が、外に出す前に入口のところなので、きちんとされた方がよいのではないのでしょうか。

○駒方秘書課付：御指摘ありがとうございます。きちんと見直しを行うようにいたします。

○立石座長：次回に修正したものを渡していただけたらと思います。では、最後に、第3の議題として「法務省支出総点検の実施に関する計画」について、事務局から説明願います。

○会計課長：それでは会計課から説明させていただきます。資料の6を御覧いただきたいと思えます。資料の6は6-1が法務省支出総点検プロジェクトチームの設置についてで、法務大臣決定により、プロジェクトチームを作ったものでございます。資料6-2は法務省支出総点検の実施に関する計画で、プロジェクトチームにおいて決定した計画でございます。本日は資料6-2と6-3を用いて、現在の状況でございますけれども概要を御説明いたします。資料6-2を御覧いただきますと、法務省支出総点検の実施に関する計画ということで、1目的、2定義とございまして、内容は3以下になります。3が職員の意識改革、(1)が人事評価への反映、(2)が職員のコスト意識の醸成ということでございます。4が国民からの意見・提案の募集の仕組みを作ること、5は予算執行の総点検、各予算にわたるものでございますけれども、(1)が公益法人への支出の見直し、(2)が行政コストの節減ということで、広報経費・調査委託費の見直し、レクリエーション経費、タクシー代等でございます。(3)が予算執行状況の把握・精査ということでございまして、予算担当職員の予算、契約に関する内容、競争性の確保等の施策でございます。(4)が会計検査院等からの指摘への対応、(5)が政策の棚卸しということでこれも予算の要求に対して行うこととしております。そして、(6)は予算執行調査の実施でございます。6が概算要求への反映としておりまして、予算担当職員は、これらの総点検結果を踏まえて、的確な予算概算要求を行うものとするとしております。7は取組状況等の公表ということで取組の結果につきましては法務省ホームページで公表し、8が有識者からの意見聴取ということで、支出総点検に関する取組について、法務省政策評価懇談会の外部有識者に対し、意見、助言を求め、取組の強化を図るものとさせていただいております。

現在の状況でございますが、資料6-3を御覧ください。

まず、職員の意識醸成の関係では、主に5月から6月にかけて予算担当課長等会同を6回ほど各官署の課長を集め実施いたしまして、行政コスト節減に向けた方策等について協議を

し周知徹底を図ったところでございます。また、各組織の各種研修において、行政コスト節減に関する講義を実施しております。

2の国民からの意見・提案の募集の関係でございますが、実施計画の4に書いてあるわけですが、インターネットを通じて行政コスト節減に関する国民からの意見・提案を直接受け付けられますようにホームページを構築中でございます。3の予算執行の総点検の関係、実施計画の5に書いてあるわけですが、(1)の予算執行状況の把握・精査につきましては、行政支出総点検会議の指摘事項に関する公益法人への支出、広報経費、タクシー代などの支出状況について、必要性、有効性、効率性などの観点から毎月精査の上、四半期ごとにホームページ上にその状況を公表することとしております。

(2)の予算執行調査の実施の関係でございますけれども、本年度は1から6までの事務・事業について予算執行調査を実施し、予算の縮減を図ることとしております。個別の説明については割愛させていただきますけれども、項目の1については、事務事業廃止の観点から、項目2、3については、旅費の縮減の観点、項目4、5については諸謝金の縮減、項目の6については契約の見直しによる経費の節減の観点から、それぞれ縮減を図ることとしております。現在の状況については以上でございます。

○立石座長：ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ありますでしょうか。

○田辺委員：法務省での公益法人との契約については、年間で大体何件位あるのか。公益法人の天下り先になっているものというので、公益法人の中で具体的に法務省のOBの割合はどの位あるのでしょうか。

会計検査院の指摘ということですが、法務省でここ5年位の間で会計検査院の指摘を受けた事案というものがございませうでしょうか。以上2点です。

○会計課長：公益法人ということで申しますと、様々な公益法人と契約関係にあります。当省の所管法人であって、かつ当省の職員が再就職している団体も幾つかございます。よくマスコミに取り上げられているのは、法務局の関係で民事法務協会でございますけれども、そういうのも含めまして、それらの契約は現在ではほとんどすべてのものが競争入札で実施しており、今後は競争入札の在り方が公正かどうかということが問われ、その面で十分な見直しを進めていくということになるかと思っております。

それから、会計検査院からの指摘でございますが、昨年例では例えば刑務所の医療・医薬品について後発品を使えないかとの指摘であるとか、あるいは発注の業務について積算が間違っていたとか様々な何点かの指摘を受けておりますので、広く全国で受け止めて対応していきたいと考えております。

○立石座長：その他、何かありますでしょうか。

○山根委員：コストの削減に向けて国民から広く意見をホームページで募集ということですが、具体的にどのような形で問いかけるのでしょうか。ただ自由な意見を募集するのでは集まりにくいと思っておりますし、どういう事業をされているという説明も必要だと思っておりますし、何か工夫がありますでしょうか。

○会計課長：形としては法務省のホームページから入り口に入って御意見を寄せてくださいという形にすることを検討しておりますけれども、今の指摘のようにいきなりそういうことでのいか、もう少し工夫ができないかについては検討させていただきたいと思っております。

○立石座長：その他、いかがでしょうか。ではこれで終わらせていただきたいと思います。では事務局の方から連絡事項をお願いします。

○岩田補佐官：本日はありがとうございました。本日の御意見を踏まえまして、改めて評価書について見直したいと思っております。また、先ほども御説明いたしましたけれども、裁判员制度の評価書については、後日御説明に伺いたいと思っております。平成21年度の事前評価についても御意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは本日は、ありがとうございました。

○立石座長：どうもありがとうございました。